庄原市発注建設工事の入札における最低制限価格の算定方法の見直しについて

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことにつきまして庄原市では、最低制限価格における中央公契連モデルの算出式が 平成31年3月28日付けで改正されたことに伴い、<u>令和元年7月1日以降に公告を行う建</u> 設工事の入札案件より、以下のとおり最低制限価格の算定方法の取り扱いを見直しますので、 遺漏のないようお願いいたします。

<最低制限価格の算定方法>

【変更前】

算定式:直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%

※上記の算式によって算出された金額において、土木工事・舗装工事等の場合は予定価格の75%~90%の範囲内で、建築工事・管工事・電気工事等の場合は予定価格の85%~90%の範囲内で決定します。

【変更後】

算定式:直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×55%

※上記の算式によって算出された金額において、土木工事・舗装工事等の場合は予定価格の75%~92%の範囲内で、建築工事・管工事・電気工事等の場合は予定価格の85%~92%の範囲内で決定します。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係 ℡ 0824-73-1203(直通) E-Mail:kanzai@city.shobara.lg.jp